

第二種特定鳥獣管理事業実施計画について

1 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成について

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定により、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、当県においては、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの4鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

また、法第4条に基づいて県が策定している第12次鳥獣保護管理事業計画の第6第4項において、県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、年度ごとに実施計画を策定することとなっている。

第12次鳥獣保護管理事業計画（抜粋）

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

(1) 実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針




県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な特定鳥獣管理事業を実施するための実施計画を作成する。

なお、当該実施計画は、別に県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な実施に係る取組を推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組の推進に向け、連携を図る。

(2) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域	

2 各第二種特定鳥獣管理計画の管理が行われるべき区域

計画名	管理が行われるべき区域	図面
<p>第三期宮城県 イノシシ管理計画</p>	<p>県内全域（重点区域を指定し、重点区域以外を警戒区域とする）</p> <p>重点区域： 仙台市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，栗原市，大崎市，富谷市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亶理町，山元町，大和町，大衡村，色麻町及び加美町 （21市町村）</p>	
<p>第二期宮城県 ニホンジカ管理計画</p>	<p>県内全域（県内を原住区域，拡大区域A，拡大区域B，侵出抑制区域，警戒区域に区分）</p> <p>警戒区域を除く区域を含む市町： 石巻市，気仙沼市，登米市，女川町，南三陸町 （5市町）</p>	
<p>第四期宮城県 ニホンザル管理計画</p>	<p>県内でニホンザルの生息する9市町（金華山（石巻市）は除く。）</p> <p>仙台市，白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，丸森町，加美町，角田市及び山元町</p>	
<p>第三期宮城県 ツキノワグマ管理計画</p>	<p>県内全域（県内を重点区域，警戒区域，観察区域に区分）</p> <p>重点区域： 白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，仙台市，大和町，大衡村，大崎市，色麻町，加美町，栗原市 （11市町村）</p>	